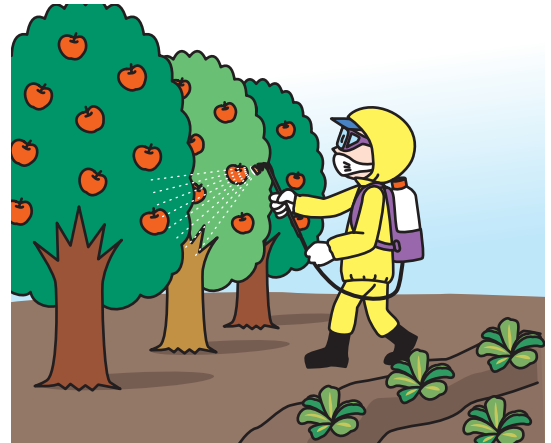


もっと安全・安心に、これまで以上に

# 農薬散布に気をつけましょう

食品衛生法の改正により、すべての農薬に残留農薬の基準値が定められ、これを超える農産物の流通が禁止されます。

農薬の適正使用はもちろんのこと、周りの圃場の作物へ農薬が飛散しないよう注意しましょう。



食品衛生法にポジティブリスト制度が導入され、いままで残留基準値が定められていなかった農薬にも新たに国際基準等を参考として暫定的な基準値が設定されるとともに、基準値が設定されていない場合には一律基準（人の健康を損なうおそれのない量）が適用され、基準値を超えて農薬が残留する食品（農産物等）の流通が禁止となります。

このため、散布する農薬が周りの圃場に飛散し、農作物に残留することのないよう、これまで以上に、農薬散布においては飛散防止に気をつけなければなりません。

## 残留農薬基準のポジティブリスト制度とは・・・

- ・ 食品への農薬残留については、食品衛生法により残留基準値が設定されています。
- ・ ポジティブリスト制度とは、残留基準値の設定されていない農薬が一定量以上含まれる食品の流通を禁止することをいいます。（平成18年5月29日より施行）
- ・ 一定量とは「人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量」として、0.01ppmとされています。（いわゆる一律基準）

農薬に関して不明の点がある場合は、次のところにお問い合わせください

最寄りの農業技術センター

（普及指導部、横浜川崎地区事務所、三浦半島地区事務所、足柄地区事務所、北相地区事務所）

最寄りの地区農政事務所あるいは地域県政総合センターの農政部地域農政推進課

（横浜川崎、横須賀三浦、県央、湘南、県西）

農業技術センター病害虫防除部

電話：0463-58-0333（代）

神奈川県環境農政局農政部農業振興課

電話：045-210-4425

農薬の適正使用はもちろんのこと、周りの圃場、作物へ農薬が飛散しないように散布時には注意しましょう。

## 散布しようとする作物以外に農薬がかからないように細心の注意を

### 風のない時を選んで散布

農薬の飛散の最大要因は「風」です。  
風のない日や風の弱い時刻を選んで散布しましょう。

### 散布の位置と方向に注意

農薬は対象とする作物だけにかかるようにできるだけ作物の近くから散布しましょう。

### 散布機の圧力と風量は適切に

圧力が高くなると細かい粒子が発生し、飛散しやすくなるので、圧力は低めに抑えましょう。

### 散布水量は適切に

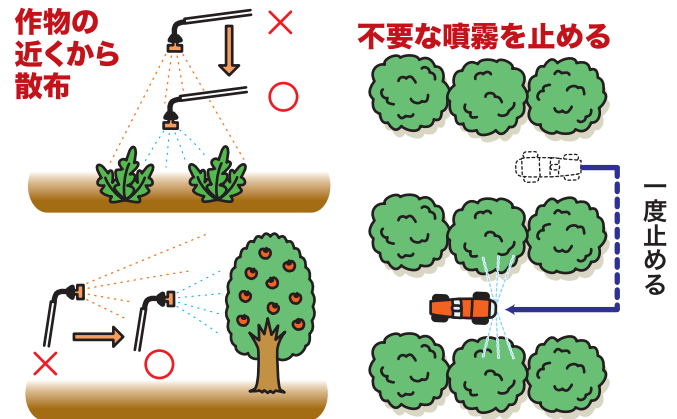
作物のないところではノズルを止める、葉面が濡れたらそれ以上散布しないなど、無駄な散布をしないようにしましょう。

### 適切なノズルを選びましょう

飛散の少ないノズルに切り替えることも効果的です。

### 遮蔽シート・ネットの設置も効果的

風が吹いたら散布をしない!!



## より飛散しにくい農薬を選択していくことも必要です

農薬の飛散は散布粒子が小さいほど起こりやすくなります。粒剤など、より飛散しにくい剤型に代えることでも効果があります。

## 決められた農薬の使用法を守りましょう

使用前には農薬のラベルに書かれている適用内容を確認し、散布できる作物や使用量・濃度、使用時期そして成分ごとに定められた総使用回数を必ず守りましょう。

## 使用する散布器具に農薬が残っていないか確認しましょう

散布器具を使用した後は、必ず、タンクやホースなどに農薬が残らないようにしっかりと洗浄しましょう。

## 自分だけの注意では防げない部分があります。地域一体となって対策を考えましょう

地域内で散布日や収穫日をお互いに確認し合い、散布農薬の見直しや作付けの工夫を行うことも必要です。